

# 平成30年度 指定管理業務の評価表

## 1 施設概要

施設名	大王崎観光駐車場	所在地	志摩市大王町波切277番地16
指定管理者名	一般社団法人志摩市観光協会	指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
設置目的	観光客及び市民の利便に供するため		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の利用許可に関する業務</li> <li>・駐車場の利用に係る料金の徴収に関する業務</li> <li>・駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務</li> </ul> ・その他、市長が駐車場の管理上必要と認める業務		
施設概要	敷地面積 1349.75㎡ 建築面積 店舗 25.25㎡、便所 30.00㎡、物置 23.00㎡		
職員体制	常時1名		
施設所管課名	産業振興部 観光商工課		

## 2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	比較(C-B)	
事業収支	収入	指定管理料				
		利用料金	2,157,500	1,744,000	1,387,000	-357,000
		その他	518,914	393,888	391,490	-2,398
		計(a)	2,676,414	2,137,888	1,778,490	-359,398
	支出	人件費	2,244,400	2,244,400	2,268,000	23,600
		管理運営費	481,145	564,692	815,211	250,519
		その他	318,130	215,865	247,795	31,930
		計(b)	3,043,675	3,024,957	3,331,006	306,049
収支差引額(a-b)		-367,261	-887,069	-1,552,516	-665,447	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	平成30年度駐車場利用集計結果 利用台数(大型)123台、利用台数(中型)92台、利用台数(普通)1,668台 利用台数合計1,883台 年間売上1,387,000円
----------------------------------	--

## 3 総合評価

指定管理者	市
平成27年度7月から移管され管理しているが、利益が出たのは浄化槽の管理費を市で負担してもらった1年目のみで、後の年度は、3年間すべて赤字で累積赤字は、2,786,846円となっている。 原因は、大型車と中型車の利用が激減し、物販収入等努力はしているが、黒字には程遠い状況である。	平成28年度以降の事業収支は3年間すべて赤字ではあるが、利用者数・運営状況から施設の設置目的は達成していると評価できる。 今後はインターネット環境のない利用者への周知等を実施するなど、利用者ニーズを捉えた取組により更なる利用者数の増加に期待したい。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	C	基本方針は理解しているが如何ともしがたい。	B	施設の目的や基本方針については事業計画書にも記載があり、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	C	達成されていない。	B	施設の利用者数・運営状況から施設の設置目的は達成できたと思われる。
	③運営状況	B	概ね適正である。	A	事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	B	概ね適正である。	A	職員の配置は適切に行われており、勤務実績も改善が必要な点は見受けられなかった。
	⑤意思疎通	C	充分とは言えない。	B	情報共有等、十分な連絡調整がなされていた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	B	適正である。	A	各種の記録については、適正に整備・保管がなされている。
	⑦使用許可等	B	適正である。	A	適正に行われていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	B	適正である。	B	利用料の減免について、改善の余地のある処理が見受けられた。
	⑨個人情報	B	適正である。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	B	遵守している。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することができない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	B	「おいさないなキャンペーン」等を行っている。	B	利用者増加という結果は得られなかったが、利用者数の増加や利便性を高めるための具体的な取り組みが行われていた。
	②利用者の平等な利用	B	駐車場であるので、サービス水準については、特に格差はない。	A	サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	B	観光情報等発信している。	B	インターネット環境のない利用者への周知について考慮されていなかった。
	④非常時・緊急時の対応	B	役所の災害対策マニュアルで対応している。	B	役所の災害対策マニュアルに基づいた対応をしている。
	⑤苦情解決体制及び対応	B	意見・苦情等については、「発生時点」で連絡があり対応可能なものは対応し、そうでないものは役所と協議した上、対応している。	B	苦情への対応体制がきちんと整っていない部分があった。
	⑥自主事業	B	対応できることは積極的に行っている。	B	利用者ニーズを把握し、自主事業を実施していた。
	⑦事業の評価	B	事業報告を行っても、利用者のある話であるので、これといった解決策は見当たらない。	B	事業実施後に確認・見直しは行われているが、次年度につながる効果的な取り組みとならなかった。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	B	施設は古いが適正な保守・管理を行っている。	B	施設設備等について安全上の問題はなかったが、美観の保持については努力を要する。
	②備品の管理	B	適正に行っている。	A	適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	B	適正に行っている。	A	整理整頓が徹底されており、職員の意識も高かった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	B	概ね適正に行っている。役所対応案件は協議を行っている。	B	小規模な修繕については適切な処置が講じられた。
	⑤清掃業務	B	施設は古いが適正な保守・管理を行っている。	B	基本的には清掃が行きとどいているが、通常の掃除では手が回らない部分にかなりほこりがたまっている状態であった。
	⑥防犯体制	B	適正に行っている。	A	防犯面でも通常求められる水準をクリアしていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	適正に行っている。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。
	②公租公課に滞納はないか	A	適正に行っている。	A	履行遅延は見受けられなかった。
	③適正な収支状況にあるか	C	累積赤字の状況から、年々悪くなる。	C	収入が減少しているため、収支のバランスは取れていない。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。